

宗像市資金管理運用基本方針

本方針は、会計管理者等の管理する資金について、管理運用の原則及びその方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な管理運用を行うことを目的とする。

第1 適用資金の範囲

1 会計管理者が取扱う資金

第2 資金の管理運用方針

1 基本方針

(1) 安全性の確保

資金が市民から預かった公の財産であることを踏まえ、その損失をもたらすことのないよう、資金の安全性を守ることを最優先する。

(2) 収益性の向上

資金の運用にあたっては、金融環境の変化をとらえ、安全性の確保を前提とした上で、最大限の効率性を追求する。

(3) 金融機関の経営状況把握とそのための体制整備

金融状況の変化等に応じて適確に判断できるよう、組織として資金管理能力を高めるため体制整備の強化を図る。

2 資金の保全対策

(1) 預金先金融機関の選定基準

預金及び借入れにあたって健全性の高い金融機関を選定するため、取引を開始、停止する金融機関を決定する基準を定める。

(2) 預金による運用

預金による運用は、歳計現金、歳計外現金及び基金とする。

(3) 債券による運用

債券による運用は、基金とする。

(4) 預金債権と借入金との相殺

指定金融機関外の金融機関に対する公金預金は、原則として、地方債（銀行等引受債）借入金と相殺できる範囲とする。

(5) 体制整備

金融機関の経営状況分析、情報収集・提供ができる体制整備を図る。

- ① 管理運用基準に基づく事務等を円滑に実施するため、宗像市資金管理運用委員会を設置する。
- ② 職員研修の充実強化を図る。
- ③ 所掌事務を明確にする。

第3 その他

1 制度融資

制度融資については、決済用預金による直接預託方式とする。

適 用	平成 1 5 年 1 0 月 6 日
一部改正	平成 1 7 年 8 月 2 5 日
一部改正	平成 1 9 年 5 月 2 3 日
一部改正	平成 2 0 年 5 月 8 日
一部改正	平成 2 2 年 5 月 1 7 日
一部改正	平成 2 7 年 5 月 2 6 日
一部改正	令和 2 年 8 月 4 日
一部改正	令和 7 年 8 月 6 日